

06 外務省 非予算(特区・地域再生 再検討要請).xls

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項 管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係府省庁
0620010	平和巡礼特区	出入国管理及び難民認定法第6条 外務省設置法第4条第13号	61の国・地域の外国人が、在留資格「短期滞在」に該当する活動を行う場合、査証を免除している。		外国人が平和について学ぶ、あるいは認識を深めることを目的とするような観光目的で我が国へ入国する場合には、90日以内の「短期滞在」という在留資格が認められ、査証が必要な場合には、在留資格が認められたことに伴い、通常5業務日程度で発給されること。「広島 平和巡礼」という特別な在留資格(在留期間は平和巡礼終了まで)を規定し、その際、査証は免除とする。	提案理由: 広島を名実共に世界の平和の聖地とするための『平和巡礼都市 HIROSHIMA ブランドの確立』を図る目的で、地球人類の来広を促進させるために独自の法整備を必要とする。目指す家は、ヒロシマ発の国、民族、宗教を超えた真の平和体験空間。 「広島再生」には内湾中心の経済活性化が必須であり、雇用創出の観点からも、魅力溢れる広島観光まちづくりの機運を高め、「一大土木観光事業『未来の世界遺産『バウムクーヘン』の街 HIROSHIMA』』推進の契機とした。	C	IV	外国人の入国後その滞在地域を限定することは困難と考えられるため、特定の地域を訪問する者を対象として査証を免除することは困難である。	右提案主体からの意見に対して回答された。	ご回答は、一方的な物言いに見受けられます。「平和巡礼」とは、単なる「観光目的」「平和体験学習」ではなく、ヒロシマの風化を防ぐためのシステムであり、「平和巡礼」において、民族・宗教を超えての真の平和対話をHIROSHIMAにおいて日常化していくという地球規模の世界平和会議の会場です。その会場を「平和巡礼区域」と指定する提案に対して、一方的に「困難と考えられる」とされるのはいかがなものでしょうか…	1 0 2 3 0 1 0	ワールド・ピース・ヒロシマ	広島県	法務省 外務省	
0620020	医療ビザの創設	出入国管理及び難民認定法第6条 外務省設置法第4条第13号	外国人が、医療機関受診のため90日を超えない期間滞在しようとする場合には、「短期滞在」査証を発給している。		外国人患者が、日本国内の高度先進的な医療機関を受診する場合、検査から治療、回復に至るまで十分滞在できる査証(医療ビザ)を創設し、迅速に発給できるようにする。	現行の出入国管理及び難民認定法では、外国人患者が日本の医療機関を受診する場合、短期滞在ビザを申請し、90日間の滞在が可能だが、病状によっては、その期間内に十分な治療が行えないケースもある。 高度医療を必要とする外国人のニーズに応えるため、外国人患者が日本国内の高度先進的な医療機関を受診する場合、検査から治療、回復に至るまで十分滞在できる査証(医療ビザ)を創設し、迅速に発給できるようにする必要がある。 (対象となる医療機関) 一定の条件を満たすとして国の認定を受けた医療機関 (認定の条件例) ① 内視鏡手術や粒子線治療などの先端医療を実施していること ② 医療通訳などの外国人受け入れ体制が整っていること	D	IV	医療機関受診のために「短期滞在」査証を申請する場合、申請に必要な書類を明確化することにより、外国人の査証取得の便宜を図ることとする。	「規制・制度改革に係る対処方針」(平成22年6月18日閣議決定)及び「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)を踏まえ、「いわゆる『医療滞在ビザ』」に関する査証の取扱を明確化する時期及び方向性について言及した上で、右提案主体からの意見に対して回答された。	関係団体より、「人道的見地から、外国人患者が日本国内の医療機関を受診する場合、検査から治療、回復に至るまで滞在できる査証(医療滞在ビザ)を創設し、迅速に発給できるようにする必要がある。この場合、①査証を目的とせず、外国人患者に対し、医療機関に準じた自費診療基準を有する。②患者を受け入れた医療機関の地域住民への医療提供体制に支障を来さぬよう、国として配慮・支援を行う。③医療通訳等の外国人受入体制が整っている。④国は、外国人患者の受入医療機関に対し定期的に監査を行い、これらに問題がある場合は是正を指導するとともに、監査結果を公表することが必要。」との意見が出ており、制度検討に当たり配慮願いたい。	1 0 0 3 0 0 1 0	兵庫県	兵庫県	法務省 外務省	
0620030	沖縄県において、中国からの団体旅行者に対する観光促進事業	出入国管理及び難民認定法第6条 外務省設置法第4条第13号	61の国・地域の外国人が、在留資格「短期滞在」に該当する活動を行う場合、査証を免除している。		中国人の団体観光客が、沖縄県へ観光目的のため直行便で入帰国する際に限り、無査証(ビザなし)入国を認める	韓国・韓国・チェジュ島では、特別自治制度の中の無査証入国を認めた(一定の条件があるが)ことで、観光地チェジュの名前が世界に広がり、大変魅力的な地域と変わった。 日本でも中国からの観光客受入基準緩和が行われ、官公庁や大企業の幹部で年収6万円(約80万円)以上か、クレジットカードのゴールドカードを持っていれば査証を発給(1人が条件を満たせばその家族も発給を受けられる)する新制度によって、観光産業が発展する期待が高まっているが、沖縄県においては「チェジュ島」とおなじ「島」の特色を活かしてさらに無査証入国を認める規制緩和を行うことで、観光客の誘致を促し、基地の町からの脱皮、観光産業による地域再生につながる効果を作る。 一方、特例の適用にあたっての治安の問題、失踪などが懸念される中、①団体観光の斡旋業者登録 ②旅程の明確な管理 等の弊害発生防止の措置をつくり、対応するものとした。	C	IV	外国人の入国後その滞在地域を限定することは困難と考えられるため、特定の地域を訪問する者を対象として査証を免除することは困難である。	右提案主体からの意見に対して回答された。	沖縄県は、観光業のさらなる発展を掲げ、2007年にビジョン沖縄を立案した。ビジョン沖縄の目標達成には、外国人観光客、特に経済成長が著しい、中国からの集客が重要となる。沖縄は島嶼県であり、移動手段は飛行機、または船舶の利用が必須となることから、特に団体観光客の管理については、他の都道府県に比べて容易であると考えられる。そこで「ビザ」ではなく、団体観光客向けに限り、沖縄限定の短期観光査証を新設し、簡素化した発給を提案する。簡素化にあたり、年間所得等の要件は現行の通りとし、即日発給等、期間短縮を第一目標とする。また、オーストラリアのETAS同様、インターネットを利用した電子入国許可制度も検討する。	1 0 5 6 0 1 0	NPO法人第三世界ジョブ基金	沖縄県	外務省	